市民意見募集(パブリックコメント)結果

「チャレンジ健康わかやま中間評価報告書(案)」に対するご意見を募集した結果、8件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	チャレンジ健康わかやま中間評価報告書(案)
受付期間	平成30年12月25日~平成31年1月25日
ご意見の件数	4名・8件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	禁煙飲食店が増えるよう、市として尽力をお願いする。	中間報告書P34「◆行政 ★受動喫煙の機会をなくす」のとおり取り組むとともに、改正健康増進法を周知徹底し、飲食店が法律を遵守するよう啓発に努めます。
2	全面禁煙の「受動喫煙防止条例」の早期の制定をお願いする(市独自で制定、あるいは県レベルで協議を)。 (内容へのご要望・ご提案) ・遊園地、動物園、遊泳場、屋外スポーツ施設、スタジアムなどの禁煙を含める。 ・小規模飲食店などは猶予期間を設けての「禁煙の努力義務」規定などで、段階的に進める。 ・歩きたばこ・路上喫煙の禁止、また通路際の灰皿設置の禁止を盛り込む。	まず改正健康増進法の周知徹底に努め、今後、条例の制定については、国・県の動向を勘案しながら検討します。

3	小規模店や個人経営店への全面禁煙への改装費などの助成制度の新設。	受動喫煙対策の施設整備の助成制度として 国の受動喫煙防止対策助成金がありますので 中間報告書P34「◆行政 ★受動喫煙の機会 をなくす」の第1項に(国の補助金の広報)を 追記しました。 本市としてもこの制度の周知を図ります。
4	喫煙者の禁煙治療の助成制度の新設。	禁煙治療は、公的医療保険の適用となっていますので、現在、本市独自の助成制度は考えておりませんが、中間報告書P34「◆行政 ★ 喫煙者を減らす」のとおり取り組みます。
5	喫煙所の場所を迷惑のかからない場所に整備・増設してほしい。 たばこを吸う人も吸わない人もお互いに気 持ちよく生活したい。	中間報告書P34「◆行政 ★受動喫煙の機 会をなくす」のとおり取り組みます。
6	たばこを吸う人と吸わない人が協調して共存できる社会の実現のため、 ・喫煙者のマナーの向上。 ・飲食店等における分煙対策を推進してほしい。	喫煙者のマナー向上については中間報告書 P34「◎市民 ★受動喫煙の機会をなくす」 のとおり市民に普及啓発に努めます。 また、飲食店等については、中間報告書P3 4「■関係機関・団体 ★受動喫煙の機会をな くす」のとおり普及啓発するとともに「◆行政 ★受動喫煙の機会をなくす」のとおり取り組み ます。
7	「喫煙者を減らす」というのは「たばこをやめたい人が止める」でいいのではないか。	現在の禁煙意思のある者と未成年者等の喫煙防止(防煙)を含めて、「喫煙者を減らす」と考えています。このため、目標においては「喫煙者を減らす」にしています。

職場や人が集まる場所における「禁煙の徹底 および推進」「飲食店は受動喫煙が生じないよ うに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行い、喫煙 場所であることを明記した標識を掲示します」 とあるが、「禁煙」ではなく分煙を徹底すれば 受動喫煙は防げるのではないか。 改正健康増進法の受動喫煙防止の基本的な考え方は、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙」です。このため、多数の人が出入りする職場や人が集まる場所においては「禁煙の推進」に努めます。

分煙により対策を講ずる場合は、たばこの煙が漏れない喫煙室の設置など、確実な受動喫煙防止装置が必要です。改正健康増進法では飲食店など原則全面禁煙となるので、喫煙室からたばこの煙が漏れないよう徹底した分煙を指導、勧奨します。しかし、完全分煙は技術的費用的に難しい場合も多く、不完全分煙になることが多い状況です。そこで市としては、禁煙に向けた指導を進めます。

8